

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2024 年 10 月 9 日

株式会社 CL ホールディングス

2024年10月9日

東京都港区南青山二丁目26番1号
株式会社CLホールディングス
代表取締役社長 内川淳一郎

株式交換に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める書面)

当社は、2024年10月9日付にて、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面(電磁的記録を含みます。)決議により、株式会社CDG(以下「CDG」といいます。)を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施する旨を決議し、同日付でCDGと株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。これに伴い、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条の規定に従い、本日から本株式交換の効力発生後6ヶ月を経過する日まで、次に掲げる事項を開示いたします。

記

1. 本株式交換契約の内容(会社法第794条第1項)
別紙1「株式交換契約書」のとおりです。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第1号)
別紙2「会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」のとおりです。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)
株式交換完全子会社であるCDGは新株予約権を発行していません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第193条第3号)

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙3「CDGの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
- ① 本株式交換契約の締結
CDGは、2024年10月9日開催の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。
- ② 公開買付けに対する意見表明
CDGは、2024年8月8日開催の取締役会において、CDGのその他の関係会社である当社による本公開買付け（以下に定義します。）に賛同の意見を表明するとともに、CDGの株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。
- ③ 自己株式の消却
CDGは、本株式交換効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点において消却する予定です。
- ④ 剰余金の配当
CDGは、2024年2月8日開催の取締役会において、総額119,256千円（1株当たり配当額21.0円）の剰余金の配当を行うことを決議し、当該配当を実施いたしました。
- ⑤ 配当の不実施
CDGは、2024年8月8日開催の取締役会において、2024年12月期の配当予想を修正し、同期の期末配当を行わないことを決議いたしました。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 借入れの実行

当社は、2024 年 9 月 13 日付で株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、同年同月 30 日に金 4,584,725,000 円の借入れを実行しました。

② 本株式交換契約の締結

当社は、2024 年 10 月 9 日付にて、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面（電磁的記録を含みます。）決議により、CDG との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記 1. 「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

③ 公開買付け

当社は、2024 年 8 月 8 日付「株式会社 CDG 株式（証券コード 2487）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、CDG の完全子会社化を目的として、2024 年 8 月 9 日から同年 9 月 24 日まで、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している CDG の普通株式（ただし、当社が所有する CDG の普通株式及び CDG が所有する自己株式を除きます。以下同じ。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、当社は、CDG の普通株式 5,239,408 株（所有割合（注）：92.26%）を保有しております。

（注） 所有割合とは、CDG が 2024 年 8 月 9 日に提出した第 51 期半期報告書（以下「CDG 半期報告書」といいます。）に記載された 2024 年 6 月 30 日現在の CDG の普通株式の発行済株式総数（6,240,000 株）から、CDG 半期報告書に記載された同日現在 CDG の所有する自己株式数（561,111 株）を控除した株式数（5,678,889 株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項の規定により、本株式交換について異議を述べることができる
債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

別紙 1

株式交換契約書
(添付のとおり)

株式交換契約書

株式会社CLホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社CDG（以下「乙」という。）は、2024年10月9日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社

商号：株式会社CLホールディングス

住所：東京都港区南青山二丁目26番1号

(2) 株式交換完全子会社

商号：株式会社CDG

住所：大阪市北区梅田二丁目5番25号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本効力発生日（第4条にて定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（甲を除く。以下本条における「乙の株主」について同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.72を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、甲の普通株式を、本効力発生日（第4条にて定義する。）の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.72株の割合をもって割り当てる。
3. 乙の株主に対して割り当てる甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）第234条の規定に従ってこれを処理する。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則（平成18年法務省令第13号。その後の改正を含む。）第39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年12月16日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。但し、同条第3項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき甲の株主総会の承認を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定に基づき、本契約について株主総会の承認を経ないで本株式交換を行う。

第6条（会社の財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務執行及び財産の管理、運営を行い、2024年10月9日付「株式会社CLホールディングスによる株式会社CDGの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」にて公表された取引において企図された行為以外で、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（自己株式の処理）

乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時において乙が所有する自己株式（会社法第785条第1項に定める本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第8条（表明及び保証）

1. 甲は、乙に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において（但し、異なる日又は時点が特定されているものについては、当該日又は当該時点において）、別紙1の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 乙は、甲に対し、本契約締結日及び本効力発生日の前日において（但し、異なる日又は時点が特定されているものについては、当該日又は当該時点において）、別紙2の事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な

支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合、又は本効力発生日の前日までに甲若しくは乙のいずれかの臨時株主総会において本契約の承認が得られなかった場合（但し本契約につき甲若しくは乙の臨時株主総会の承認が必要となる場合に限る。）、その効力を失う。

第 11 条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第 13 条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月9日

甲：株式会社CLホールディングス
東京都港区南青山二丁目26番1号
代表取締役社長 内川淳一郎



本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

2024年10月9日

乙： 大阪市北区梅田二丁目5番25号

株式会社CDG

代表取締役社長 小西秀央



甲に関する表明及び保証事項

- (1) (設立及び存続)
甲は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であること。
- (2) (本契約の締結及び履行)
甲は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、また、甲にとって必要な内部手続が全て履践されていること。
- (3) (授権・強制執行可能性)
本契約は、本契約締結日において甲により適法かつ有効に締結されており、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること。また、本契約は、法令等又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い甲に対して強制執行が可能であること。
- (4) (法令等との抵触の不存在)
甲による本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、(i)甲に適用のある法令等に違反するものではなく、(ii)甲の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii)甲が当事者となっている契約等について、デフォルト事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)甲に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。
- (5) (財務諸表等の適正)
甲にかかる貸借対照表、損益計算書及び月次決算書（以下本別紙において「本財務諸表等」という。）は、法令等及び定款に適合し、かつ一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成され、甲の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、本財務諸表等に記載されていない重要な簿外取引又は債務（保証債務、偶発債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）は存在せず、また甲の運営、財務状況、経営成績、信用状況等に重要な悪影響を及ぼすべき後発事象は発生していないこと。
- (6) (開示)
 - (i) 本契約に企図されている取引に関連して甲が、乙又はその代理人若しくは弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に対して開示した情報（文書、図画、電磁的記録、口頭その他の方法による場合を含み、以下本別紙において「開示情報」という。）は、全て重要な点において真実かつ正確なものであり、乙の誤解を招くような不足又は省略は存在しないこと。
 - (ii) 乙が甲に対して開示を請求した資料及び情報のうち、甲が保有又は認識し得た重

要なものはすべて開示済みであること。

- (iii) 甲の資産、負債、事業、経営成績、財務状態、キャッシュフロー、事業計画、収益計画又は甲の本契約に基づく義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象は、開示情報の他には一切存在しないこと。

乙に関する表明及び保証事項

(1) (設立及び存続)

乙は、日本法に準拠して適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であること。

(2) (本契約の締結及び履行)

乙は、本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行のために必要な権能及び権限を有しており、また、乙にとって必要な内部手続が全て履践されていること。

(3) (授権・強制執行可能性)

本契約は、本契約締結日において乙により適法かつ有効に締結されており、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成すること。また、本契約は、法令等又は信義則によりその履行の強制が制限される場合を除き、その各条項に従い乙に対して強制執行が可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

乙による本契約の締結及び履行並びに本契約において企図される取引の実行は、(i) 乙に適用のある法令等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他の社内規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者となっている契約等について、デフォルト事由等を構成するものではなく、かつ、(iv) 乙に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(5) (財務諸表等の適正)

乙にかかる貸借対照表、損益計算書及び月次決算書（以下本別紙において「本財務諸表等」という。）は、法令等及び定款に適合し、かつ一般に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して作成され、乙の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、本財務諸表等に記載されていない重要な簿外取引又は債務（保証債務、偶発債務を含み、支払期限が到来しているか否かを問わない。）は存在せず、また乙の運営、財務状況、経営成績、信用状況等に重要な悪影響を及ぼすべき後発事象は発生していないこと。

(6) (開示)

- (i) 本契約に企図されている取引に関連して乙が、甲又はその代理人若しくは弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザーその他の専門家に対して開示した情報（文書、図画、電磁的記録、口頭その他の方法による場合を含み、以下本別紙において「開示情報」という。）は、全て重要な点において真実かつ正確なものであり、甲の誤解を招くような不足又は省略は存在しないこと。
- (ii) 甲が乙に対して開示を請求した資料及び情報のうち、乙が保有又は認識し得た重

要なものはすべて開示済みであること。

- (iii) 乙の資産、負債、事業、経営成績、財務状態、キャッシュフロー、事業計画、収益計画又は乙の本契約に基づく義務の履行能力に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事由又は事象は、開示情報の他には一切存在しないこと。

以上

別紙 2

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	CDG (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.72
本株式交換により 割当交付する株式数	CLホールディングスの普通株式：755,907株（予定）	

(注 1) 株式の割当比率

CDGの普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 1.72 株を割当交付いたします。ただし、当社が、本株式交換により CDG の普通株式の全部（ただし、当社が保有する CDG の普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）に所有する CDG の普通株式（本日現在 5,239,408 株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率は、当該割当比率の適正性に影響を与える重大な事由が生じ若しくは明らかとなった場合等には、両社協議の上、変更されることがあります。

(注 2) 本株式交換により割当交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、基準時における CDG の株主（ただし、当社を除きます。）に対して、その保有する CDG の普通株式に代えて、上記の株式交換比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を割当交付する予定であり、交付する当社の普通株式については、新たに発行する普通株式を使用する予定ではありません。

なお、CDG は、本株式交換の効力発生日の前日までになされる CDG の取締役会決議により、基準時において CDG が保有する自己株式の全部（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって CDG が取得する自己株式を含みます。）を、基準時をもって消却する予定であるため、本株式交換により交付する上記株式数は、かかる消却が行われることを前提とした数です。また、本株式交換により交付する上記株式数は、CDG の自己株式の取得等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるCDGの株主の皆様においては、かかる単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の普通株式の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

・単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度

・単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対し、その保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、CDGの株主の皆様にご割当交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第234条その他の関係法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の普通株式を売却し、かかる売却代金をその1株に満たない端数に応じて当該端数の割当交付を受けることとなるCDGの株主の皆様にお支払いします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、2024年3月上旬に当社及びCDGから独立したファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を、当社及びCDGから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人漆間総合法律事務所（以下「漆間総合法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任しました。CDGは、2024年6月上旬に、当社によるCDGの完全子会社化に向けた一連の取引（以下「本取引」といいます。）に関して、当社及びCDGから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社アイ・アールジャパン（以下「アイ・アールジャパン」といいます。）を、当社及びCDGから独立した会計・税務アドバイザーとして有限責任あずき監査法人及びKPMG税理士法人を、当社及びCDGから独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。そして、CDGは、2024年

6月6日開催の取締役会における決議により、大坪教光氏（CDG社外監査役（常勤））、剣持健氏（CDG社外取締役・公認会計士）、宗次涼子氏（CDG社外取締役）の3名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます）を設置いたしました。その上で、当社及びCDGは、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及びCDGは、2024年8月8日、それぞれの取締役会決議において、当社がCDGを完全子会社化することにより、当社及びCDGが一体となり迅速かつ柔軟な経営判断を可能とし、両社の連携をさらに強化することで、それらの持続的成長を実現し、両社の更なる企業価値の向上を追求できるものとの結論に至り、当社が本公開買付けを実施し、CDGは本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、CDGの株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定いたしました。

また、2024年8月8日付「株式会社CDG株式（証券コード2487）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、本公開買付けにより、当社がCDGの普通株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に株式交換の方法によりCDGを完全子会社化すること、株式交換によりCDGの株主の皆様が受け取る対価（当社の普通株式。ただし、受け取るべき株式の数に1株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際してのCDGの普通株式の評価は、本公開買付けのCDGの普通株式の買付価格（1株につき、金1,680円。以下「本公開買付価格」といいます。）と同一の価格にすること及び当社の普通株式の評価については、本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用することとし、本公開買付けに応募せず本株式交換により当社の普通株式の交付を受ける場合であっても、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件とすることを予定しておりました。

本公開買付けにより当社はCDGの普通株式の全てを取得できなかったことから、本公開買付け成立後、当社及びCDGは、本株式交換に係る検討・協議を開始し、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びに当社の普通株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねました。

具体的には、当社は、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券から2024年10月8日付で受領した株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（SBI証券）」）を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記1.「本株式交換

に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は妥当であり、当社及びCDGの株主の皆様のご利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

一方、CDGは、下記（４）「公正性を担保するための措置」及び下記（５）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、大江橋法律事務所から受けた法的助言、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから2024年10月8日付で受領した株式交換比率算定書（以下「本株式交換比率算定書（アイ・アール ジャパン）」といいます。）、並びに本特別委員会から2024年10月8日付で受領した、本株式交換はCDGの少数株主の皆様にとって不利益なものではないと認められる旨を内容とする答申書（以下「本答申書」といいます。）その他の関連資料並びに本公開買付けに応募したCDGの株主の皆様と応募しなかった株主の皆様との間の公平性の要請等を踏まえ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行いました。本株式交換における株式交換比率については、CDGの普通株式の評価を本公開買付価格と同一の価格とし、当社の普通株式の評価についてはSBI証券が本株式交換に係る株式交換契約締結日の前営業日を基準とした市場株価法を採用して行った算定に基づき検討しております。その結果、本株式交換比率は、本株式交換により当社の普通株式の交付を受けるCDGの少数株主の皆様にとって、本公開買付けに応じる場合と比べて不利益とならない条件であり、本株式交換比率算定書（SBI証券）に照らしても合理的な水準であることから、CDGの少数株主の皆様にとって不利益なものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論に至りました。

このように、当社及びCDGは、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であるとの結論にそれぞれ至ったため、本日付けの各社の取締役会決議により本株式交換を行うことを決定し、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。

（２） 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券は、当社及びCDGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

また、CDGのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンは、当社及びCDGの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

② 算定の概要

SBI証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2024年10月8日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各期間の終値の単純平均株価を採用しております。

また、CDG普通株式1株当たりの価値の算定については、本公開買付価格が決定・公表された2024年8月8日以降に、CDGの財務状況及び事業予測等に重要な影響を与える可能性のある事象はない旨をCDGに確認を行った上で、CDG普通株式1株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、本公開買付価格（1株につき、金1,680円）と同一の1,680円を採用して算定を行いました。

上記の評価に基づく、当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、1.34～1.74と算定されております。

SBI証券は、株式交換比率算定書の作成にあたり、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではありません。また、両社及びその関係会社の資産及び負債に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

一方、アイ・アール ジャパンは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析した上で、当社については、同社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから市場株価平均法を算定手法として用いて、株式価値の算定を行いました。

CDGについては、本公開買付価格が決定・公表された2024年8月8日以降に、CDG普通株式1株当たりの株式価値に重要な影響を与える可能性のある事象は発生していないことから、本公開買付価格（1株につき、金1,680円）と同一の1,680円を採用して算定を行いました。上記の評価に基づく、当社普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、1.34～1.74と算定されております。アイ・アール ジャパンは、株式交換比率の算定に際して、当社及びCDGから提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を使用し、それらの資料及び情

報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及びCDG並びにその子会社・関連会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

（3） 上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日（2024年12月16日（予定））をもって、CDGは当社の完全子会社となり、CDGの普通株式は2024年12月12日付で上場廃止（最終売買日は2024年12月11日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所スタンダード市場においてCDGの普通株式を取引することはできなくなりますが、CDGの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）には、本株式交換契約に従い、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、当社の普通株式が割り当てられます。CDGの普通株式の上場廃止後も、本株式交換によりCDGの株主の皆様（ただし、当社を除きます。）に割り当てられる当社の普通株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であることから、本株式交換により当社の単元株式数である100株以上の当社の普通株式の割当てを受けるCDGの株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、100株未満の当社の普通株式の割当てを受けるCDGの株主の皆様においては、本株式交換により当社の単元未満株主となります。単元未満株式については、東京証券取引所スタンダード市場において売却することはできませんが、かかる単元未満株式を保有することとなるCDGの株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度及び単元未満株式の買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、CDGの株主の皆様は、最終売買日である2024年12月11日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有するCDGの普通株式を従

来通り取引することができるほか、会社法その他の関係法令に定める適切な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、既にCDGの普通株式5,239,408株（所有割合92.26%）を保有している当社がCDGを完全子会社化するものであることから、公正性を担保する必要があると判断いたしました。当社及びCDGは、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるSBI証券より、2024年10月8日付で、本株式交換比率算定書（SBI証券）を取得いたしました。算定書の概要は、上記2.（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社は、SBI証券より、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

一方、CDGは、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンより、2024年10月8日付で、本株式交換比率算定書（アイ・アール ジャパン）を取得いたしました。算定書の概要は、上記2.（2）「算定に関する事項」をご参照ください。なお、CDGは、アイ・アール ジャパンより、本株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、漆間総合法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、CDGは、本株式交換のリーガル・アドバイザーとして、大江橋法律事務所より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、漆間総合法律事務所及び大江橋法律事務所は、いずれも当社及びCDGから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、既にCDGの普通株式5,239,408株（所有割合92.26%）を保有している当社がCDGを完全子会社化するものであることから、CDGは、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① CDGにおける特別委員会の設置

CDGは、上記（1）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、2024年6月6日開催の取締役会決議により、当社及びCDGから独立した本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、1.本取引の目的の合理性（本取引がCDGの企業価値の向上に資するかを含む。）、2.本取引の取引条件（本取引における対価・交換比率を含む。）の妥当性、3.本取引に至る交渉過程等の手続きの公正性、4.上記1.～3.を踏まえ、CDG取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、CDG株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本株式交換を取締役会として承認すること。）の意思決定をすることが適切かを勧告し、またCDGの一般株主にとって不利益ではないかについて意見を述べ、最終的に答申書にまとめ、CDG取締役会に提出すること（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、CDGの取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、本特別委員会をCDG取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には本取引を行う旨の意思決定を行わないこと、及びCDGが当社と本取引の取引条件等について交渉するにあたり、本特別委員会に適時にその状況を報告し、重要な局面でその意見、指示及び要請を受けることを決議するとともに、本特別委員会が必要と認めるときは、CDGの費用負担の下、独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができること、及び本特別委員会は、CDGの費用負担の下、その職務に関連する調査（本取引に係るCDGの役員若しくは従業員又は本取引に係るCDGのアドバイザーに対し、その職務に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。）を行うことができること等を決議しております。

CDG公表の2024年8月8日付「当社のその他の関係会社である株式会社当社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の「3.本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、

大江橋法律事務所から受けた法的助言、アイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言、並びに 2024 年 8 月 7 日付で提出を受けた CDG 株式の価値算定結果に関する株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、同月 8 日付で、大要、1. 本取引は CDG の企業価値の向上に資すると認められ、本取引の目的は合理的である、2. 株式交換比率を含む本取引の取引条件は妥当である、3. 本取引に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引の手続は公正である、4. CDG 取締役会が本取引を行う旨（本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すると共に、CDG 株主に対して本公開買付けに応募することを推奨すること、及び本取引を取締役会として承認すること。）の意思決定をすることは適切であり、また CDG の一般株主にとって不利益でないと考える旨を内容とする答申書を受領しております。

また、CDG は、本株式交換を検討するにあたって、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問しました。本公開買付け成立後の本株式交換の検討に関する本特別委員会は、2024 年 9 月 18 日から 2024 年 10 月 8 日までの間に、合計 4 回開催されました。本特別委員会は、大江橋法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、アイ・アール ジャパンから、株式交換比率の算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しております。加えて、本株式交換を含む本取引の実行に重大な支障をきたす問題点が存在しないことを確認するために、2024 年 6 月上旬から 7 月中旬にかけて、大江橋法律事務所、有限責任あずさ監査法人、及び KPMG 税理士法人による当社に対するデュー・ディリジェンスが実施され、その結果が CDG 及び本特別委員会へ報告されておりました。その上で、本特別委員会は、CDG の事務局や各アドバイザー等を通じて、当社との交渉状況の報告を受け、本株式交換に関する情報収集を行った上で、株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、当社との間の株式交換比率の交渉に参画しております。

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討を行い、その結果、CDG 取締役会に対し、委員全員の一致で、2024 年 10 月 9 日付で、(a) 本株式交換は CDG の企業価値の向上に資すると認められ、本株式交換の目的は合理的である、(b) 株式交換比率を含む本株式交換の取引条件は妥当である、(c) 本株式交換に至る交渉過程等においては適切な公正性担保措置が講じられており、本株式交換の手続は公正である、(d) CDG 取締役会が本株式交換を行う旨の意思決定をすることは適切であり、また CDG の一般株主にとって不利益でないと考える旨を内容とする本答申書を提出しております。本特別委員会の意見の概要については、当

社及び CDG 公表の 2024 年 10 月 9 日付「株式会社 CL ホールディングスによる株式会社 CDG の株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」8. (3)「当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」をご参照下さい。

② CDGにおける独立した検討体制の構築

CDGは、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、当社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制をCDGの社内に構築いたしました。具体的には、CDGは、2024年4月25日に、当社からCDGの完全子会社化に関する検討を開始したい旨の意向表明書を受領した時点以降、CDGと当社との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程において、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、当社との本公開買付価格その他の取引条件等の協議・交渉等、当社の利益と一般株主の利益が相反するおそれが高い事項に関する業務については、CDG以外の当社グループ（株式会社レッグス及びCDGを含む当社の国内連結子会社5社及び海外連結子会社3社を総称してまいります。以下同じです。）各社の役職員を兼任又は兼務しているCDGの役職員（CDGの代表取締役会長である内川淳一郎氏、CDGの代表取締役社長である小西秀央氏、CDGの取締役である米山誠氏を含みます。）を関与させないこととしております。一方で、当社グループ各社の執行役員その他の職員を兼任又は兼務していることから利益相反関係は認められるものの、当社グループ各社の取締役を兼務しておらず、かつ、当社グループ各社における業務執行や経営への関与がないため利益相反関係が低い役職員（CDGの取締役である山川拓人氏、CDGの執行役員である磯田雄人氏を含みます。）については、デュー・ディリジェンス対応等、当社の利益と一般株主の利益が相反するおそれが小さい事項に関する業務について、必要に応じて、本取引に係る当該業務を行うことを認めることとし、本取引に係る事業計画の作成についても、その知見を得ることは妨げられないものとしております。以上の取扱いを含めて、CDGの社内に構築した本取引の検討体制（取締役1名（山川拓人氏）、執行役員1名（磯田雄人氏）、その他従業員5名）（本取引の検討、交渉及び判断に関与するCDGの役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性及び公正性の観点から問題がないことについては、大江橋法律事務所の助言を踏まえて、本特別委員会の承認を得ております。

③ CDGにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

CDG取締役会は、上記（１）「割当ての内容の根拠及び理由」に記載のとおり、本株式交換比率算定書（アイ・アール ジャパン）及び本答申書の内容を踏まえつつ、本株式交換に関する諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本日開催の取締役会において、審議及び決議に参加したCDGの取締役全員一致で、本株式交換を行うことを決議いたしました。また、上記の取締役会においては、楠田肇氏を除く監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

上記のCDG取締役会においては、CDGの取締役9名が出席し、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを排除し、本取引の公正性を担保する観点から、当社及びその完全子会社である株式会社レッグス（以下「レッグス」といいます。）の取締役を兼任している内川淳一郎氏及び米山誠氏、当社の取締役を兼任する小西秀央氏並びに、当社及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務している山川拓人氏、安島秀幸氏及び市川清之氏を除く他の3名の取締役において審議の上、その全員一致で決議を行い、その後、取締役会の定足数を確保する観点から、当社及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務するものの、これらの取締役を兼務しておらず、かつ、当社及びその完全子会社であるレッグスの業務執行や経営への関与がないことから、利益相反関係が低いと考えられる山川拓人氏及び安島秀幸氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、全員一致により決議を行っております。

また、上記取締役会にはCDGの監査役4名が出席いたしましたが、CDGの監査役楠田肇氏は、当社及びその完全子会社であるレッグスの監査役を兼任していることから、取締役会における審議及び決議が本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記取締役会において意見を述べることを差し控えております。

なお、CDGの取締役、当社及びその完全子会社であるレッグスの取締役を兼任している代表取締役会長内川淳一郎氏及び取締役米山誠氏、当社の取締役を兼任する代表取締役社長小西秀央氏、当社及びその完全子会社であるレッグスの執行役員を兼務している取締役市川清之氏、並びに、CDGの監査役のうち、当社及びその完全子会社であるレッグスの監査役を兼任している監査役楠田肇氏は、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、上記2024年10月9日開催のCDG取締役会を含む本取引に係るCDG取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、CDGの立場において、本取引に係る当社との協議及び交渉には参加していません。

3. 本株式交換の対価として当社株式を選択した理由

本株式交換において当社株式が対価とされることは、本株式交換による当社の普通株式の取得を通じて、引き続き当社グループの成長及び本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受いただくことが、CDGの株主の皆様利益に資すると考えられる一方、当社の普通株式は東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、本株式交換後、随時現金化の機会を確保できることから、CDGの株主の皆様利益の観点で望ましいスキームであると考えております。

4. 当社の資本金及び準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙 3

CDGの最終事業年度に係る計算書類等
(添付のとおり)

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

当社は、2022年6月24日開催の第48期定時株主総会の決議により、決算日を従来の3月31日から12月31日に変更しております。

これに伴い、経過期間となる前連結会計年度は2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月間となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

売 上 高	11,312	百万円	(前期比	-%)
営 業 利 益	458	百万円	(前期比	-%)
経 常 利 益	506	百万円	(前期比	-%)
親会社株主に帰属する当期純利益	378	百万円	(前期比	-%)

当期の経済状況

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染収束の傾向となり、行動制限が徐々に緩和されたことによって、個人消費にも回復がみられました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による世界的な資源価格の高騰や、海外を中心とした金利上昇の影響に伴う為替変動、各地域での地政学リスクの高まり等で経済活動への影響も大きく、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

事業の概況

当社グループでは、既存事業の拡充を図るため、関係値が既に深く、今後も戦略的に深耕したい顧客を戦略顧客と定め、多数のサービスを組み合わせることで顧客課題を解決するというビジネススタイルを確立し、他社との差別化を図ると同時に、顧客サービスの質を向上させていくことを進めてまいりました。来期においては収益力の強化に焦点を当てながら、顧客の再定義を実施し、顧客の商品やサービスに新しい価値を付加していく価値創造の長期的なパートナーとなることを目指してまいります。

当期の連結業績

当期の連結業績は、「IP×デジタル×リアル」を軸として事業活動を行い、これらを掛け合わせるによりセールスプロモーションの領域を深耕し、BPOビジネス並びにIPを活用した商品化施策が継続的に受注できたことが成果につながりました。この結果、売上高は11,312百万円となりました。利益面におきましては、営業利益は458百万円、経常利益は506百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は378百万円となりました。

次に、業界別の販売状況としましては、次表のとおりです。

分野	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
流通・小売業	1,971,972	—
外食・各種サービス	1,627,122	—
情報・通信	1,549,564	—
自動車・関連品	1,417,963	—
飲料・嗜好品	890,948	—
食品	742,627	—
その他	3,112,569	—
合計	11,312,769	—

当連結会計年度における業界別の販売状況といたしましては、食品、外食・各種サービス業界において売上が伸長いたしました。主な要因としては海外BPOビジネス並びに人気コンテンツライセンスを活用した商品化施策が継続的に受注できたためであります。一方、飲料・嗜好品業界及びファッション・アクセサリー業界では、例年獲得していた大型案件を失注したこと、また化粧品・トイレタリー業界でも、例年獲得していた年間施策を失注したことにより、低調に推移しました。

なお、当社グループは、顧客の営業上の課題に基づいたセールスプロモーションの企画及び提案を行う単一の事業分野において営業活動を行っておりますので、セグメント情報の記載は行っておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は51,528千円で、その主なものは次のとおりであります。

大阪本社の移転に伴う設備投資等	:	21,904千円
東京本社の内装工事費用	:	20,015千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (2022年12月期)	第 50 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	11,620,755	11,261,744	8,044,822	11,312,769
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	505,384	435,085	302,949	378,621
1 株当たり当期純利益 (円)	89.42	76.98	53.60	66.99
総 資 産 (千円)	7,588,057	6,958,642	7,551,080	7,987,840
純 資 産 (千円)	5,434,161	5,701,409	5,841,577	6,152,398
1 株当たり純資産額 (円)	958.47	1,008.68	1,033.48	1,088.48

- (注) 1. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。1 株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式及び 1 株当たり純資産額を算定するための期末発行株式について、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式に含めております。
2. 第48期 (2022年 3 月期) の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3 月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年 3 月26日) を適用しております。
3. 第49期 (2022年12月期) につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年 4 月 1 日から2022年12月31日までの9ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 47 期 (2021年 3 月期)	第 48 期 (2022年 3 月期)	第 49 期 (2022年12月期)	第 50 期 (当 事 業 年 度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	11,392,024	10,987,651	7,768,748	10,931,813
当 期 純 利 益 (千円)	506,280	420,076	284,525	357,646
1 株当たり当期純利益 (円)	89.58	74.32	50.34	63.27
総 資 産 (千円)	7,161,448	6,479,631	7,013,557	7,449,061
純 資 産 (千円)	5,050,552	5,302,649	5,427,473	5,705,247
1 株当たり純資産額 (円)	890.60	938.13	960.22	1,009.37

- (注) 1. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式及び1株当たり純資産額を算定するための期末発行株式について、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式の数を控除する自己株式に含めております。
2. 第48期 (2022年3月期) の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) を適用しております。
3. 第49期 (2022年12月期) につきましては、事業年度の変更に伴い、2022年4月1日から2022年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、当社の強みであるセールスプロモーショングッズの企画・供給に加え、キャンペーンやイベントの企画・運営に至るまで、ワンストップで顧客のセールスプロモーション活動をトータルにサポートすることにより、競争力を強化するとともに顧客に対して高付加価値なサービスを提供することを目指しております。これを実現するために、セールスプロモーショングッズ制作やデジタルプロモーション、コンテンツ企画開発などのサービスを提供しておりますが、さらなる競争力の強化及び収益性の向上を図るために、デジタル商材の開発力の強化、コンテンツ・ライセンスビジネスの強化、品質・安全の強化、CLグループ各社との連携に力を入れると同時に、これらを推進するために必要不可欠な人材確保及び育成の強化や人的資本への投資と可視化を通じた人材戦略の構築を図ると同時に、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

以上を対処すべき課題と認識し、グループ全体で企業価値の向上に取り組んでまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社岐阜クリエート	10,000千円	100.0%	ポケットティッシュの製造販売

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社CDG）と、主にセールスプロモーショングッズとしてのポケットティッシュの製造販売を行っている株式会社岐阜クリエートを含めた2社で構成されており、セールスプロモーショングッズやデジタル広告を用いたセールスプロモーションの企画・提案・運営等のマーケティングサービスを展開しております。

今後は、顧客の営業上の課題に対して営業戦略・解決策を提供していくとともに、消費者視点に立つことで顧客自身も気が付かなかった価値を提供するなど、顧客の商品・サービスに新しい価値を付加していく価値創造のパートナーとなり、「マーケティングの力で社会に歓びとおどろきをプラスし、笑顔を届ける会社」として進化していくことを目指しております。

(9) 主要な拠点等 (2023年12月31日現在)

当 社	本社：大阪市北区、東京本社：東京都千代田区、名古屋営業所：名古屋市中区、札幌営業所：札幌市中央区、福岡営業所：福岡市博多区
株式会社岐阜クリエート	本社：大阪市北区、岐阜工場：岐阜県揖斐郡

(10) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計年度末比増減
営 業	227 (11) 名	1名増 (2) 名増
製 造	11 (5) 名	1名減 (1) 名増
その他	31 (2) 名	2名減 (1) 名増
合 計	269 (18) 名	2名減 (4) 名増

- (注) 1. 当社グループは単一事業を営んでおり、セグメント別での記載が困難であるため「営業」、「製造」と「その他」に区分して従業員数を記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253 (13) 名	2名減 (3) 名増	37.4歳	7.8年

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

金融機関からの借入金はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株
(2) 発行済株式の総数 5,678,889株 (自己株式561,111株を除く)
(3) 株 主 数 11,261名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社CLホールディングス	2,510,405株	44.2%
株式会社伊予銀行	279,000株	4.9%
MSIP CLIENT SECURITIES	143,600株	2.5%
CDG取引先持株会	128,000株	2.3%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	110,600株	1.9%
CDG社員持株会	96,310株	1.7%
株式会社池田泉州銀行	90,000株	1.6%
岸 本 好 人	78,600株	1.4%
第一生命保険株式会社	66,000株	1.2%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	62,600株	1.1%

- (注) 1. 当社は、自己株式561,111株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から、自己株式(561,111株)を控除して計算しています。
3. 当社は、株式給付信託(BBT)を導入し、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)(以下、「信託E口」といいます。)が当社株式26,600株を所有しています。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	内川 淳一郎	株式会社CLホールディングス代表取締役社長、株式会社レッグス代表取締役会長、睿格斯（上海）貿易有限公司董事長、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事長、睿格斯（深圳）貿易有限公司董事長、株式会社ジェイユー取締役、一般社団法人アジア経営者連合会監事
代表取締役社長	小西 秀央	株式会社CLホールディングス取締役
専務取締役	山川 拓人	管理本部長、株式会社岐阜クリエート取締役、株式会社CLホールディングス執行役員、株式会社レッグス執行役員
常務取締役	安島 秀幸	サービス機能本部長、株式会社CLホールディングス執行役員、株式会社レッグス執行役員
取締役	市川 清之	リテールプロモーション営業本部長 兼 事業戦略室長、株式会社CLホールディングス執行役員、株式会社レッグス執行役員
取締役	米山 誠	株式会社CLホールディングス取締役経営管理担当、株式会社レッグス取締役経営管理担当、睿格斯（上海）貿易有限公司董事、睿格斯（上海）文化創意有限公司董事、睿格斯（深圳）貿易有限公司董事
取締役	宗次 涼子	株式会社New Gene代表取締役社長、KAMIX株式会社取締役
取締役	溝口 聖規	溝口公認会計士事務所所長、グロービス経営大学院教員
取締役	平田 正憲	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー
常勤監査役	大坪 教光	株式会社岐阜クリエート監査役
監査役	武地 義治	カオス株式会社代表取締役、税理士法人カオス代表社員、行政書士法人カオス代表社員、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会監事
監査役	金丸 絢子	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー、株式会社メディアドウ社外取締役、株式会社オートバックスセブン社外取締役（監査等委員）
監査役	楠田 肇	株式会社CLホールディングス常勤監査役、株式会社レッグス監査役、株式会社リート監査役、睿格斯（上海）貿易有限公司監事、睿格斯（上海）文化創意有限公司監事、睿格斯（深圳）貿易有限公司監事

(注) 1. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
市川 清之	リテールプロモーション営業本部長 兼 事業戦略室長	プロモーション営業本部長	2024年1月1日
小西 秀央	—	株式会社岐阜クリエート取締役	2024年2月22日

2. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏及び取締役 平田 正憲 氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 常勤監査役 大坪 教光 氏、監査役 武地 義治 氏及び監査役 金丸 絢子 氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役 宗次 涼子 氏、取締役 溝口 聖規 氏、取締役 平田 正憲 氏、常勤監査役 大坪 教光 氏及び監査役 金丸 絢子 氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役 大坪 教光 氏は、大手金融グループにおける長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役 武地 義治 氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により填補されません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外取締役とする委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容について指名・報酬諮問委員会からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものとなっております。

決定方針の概要は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、持続的かつ堅実な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念及び経営戦略に合致した職務の遂行を促し、株主の皆様と利益を共有できる報酬体系とし、報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保するとともに、その役割と責任を踏まえた適正な報酬水準を設定することを基本方針としております。

ロ. 当社報酬の構成

取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬及び業績連動報酬で構成されています。

ア. 固定報酬

固定報酬は、月額報酬及び株式報酬により構成され、月額報酬は、役位に基づく基準額に、各役員の職責や役割その他会社の業績、従業員給与の水準等を総合考慮して決定し、金銭にて毎月支給します。また、株式報酬は、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づき算定された当社株式を退任時に支給します。

イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は、賞与により構成され、各事業年度の連結経常利益目標を達成した場合に、その達成率に応じて算出された額の範囲で、過去の事業年度の実績の超過度合い等を考慮して決定し、各事業年度の会社業績確定後に支給します。

ハ. 当社個人別の報酬等の額の決定に関する方針

ア. 業務執行取締役

業務執行を担う取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬により構成し、それぞれの割合については、健全なインセンティブとして機能するよう適切な支給割合とします。

イ. 非業務執行取締役及び監査役

社外取締役及びその他の業務執行を行わない取締役と監査役については、主な職務が業務執行取締役の業務執行の監督及び監視をもって経営の透明性・客観性を高めることであることから、これを有効に機能させることを目的として、月額報酬のみとします。

二. 当社報酬決定の手続

取締役の個人別の報酬額は、「役員報酬規程」に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき代表取締役社長により作成された素案について、指名・報酬諮問委員会（委員長及び過半数の委員を独立社外取締役とし、また、委員を代表取締役以外の取締役で構成する。）で審議した上で、委員会から答申を受けた取締役会が決定します。監査役の個人別の報酬額は、監査役の協議において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第40期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役3名。）です。また別枠で取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）について2020年6月25日開催の第46期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（Board Benefit Trust））」の導入を決議しており、2021年6月25日開催の第47期定時株主総会において、取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計の上限を7,000ポイントと決議しております。なお、取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に付与されるポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。当該定時株主総会終結時点の取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

監査役の報酬限度額は、2003年6月26日開催の第29期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70,641 (10,800)	64,352 (10,800)	6,289 (—)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	— (—)	3 (3)
合 計	85,041	78,752	6,289	10

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 無報酬の取締役3名、無報酬の監査役1名を除いております。

3. 非金銭報酬等は、2021年6月25日開催の第47期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (Board Benefit Trust))」の導入を決議いただき報酬の対象期間に応じて、複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度であるBBTの当事業年度の費用計上額であります。

④ 非金銭報酬等の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、株式報酬制度「株式給付信託 (BBT(Board Benefit Trust))」の導入の決議をいただいております。対象役員に対する株式報酬の交付はなく、当事業年度の引当金額を費用計上しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役 宗次 涼子 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 溝口 聖規 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 平田 正憲 氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

- ・ 監査役 武地 義治 氏が代表社員を務める税理士法人カオスとの間において顧問契約を締結しております。この他に同氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ・ 監査役 金丸 絢子 氏が兼職している弁護士法人大江橋法律事務所との間において顧問契約を締結しております。この他に同氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	宗 次 涼 子	17/17回 (100%)	—	企業経営に関する豊かな経験と幅広い見識に基づき、主に人材の育成・活用などの幅広い観点から問題提起や意見表明を適宜行うなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	溝 口 聖 規	17/17回 (100%)	—	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に財務・会計上の留意点について専門的見地から助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
取 締 役	平 田 正 憲	17/17回 (100%)	—	弁護士としての専門的見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づいて、主に法律上の留意点について助言するなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しております。
常勤監査役	大 坪 教 光	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	金融機関において培った豊富な知識・見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	武 地 義 治	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	金 丸 絢 子	17/17回 (100%)	13/13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社の監査法人でありましたPwC京都監査法人(消滅監査法人)は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人(存続監査法人)と合併し、名称を変更しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会が決議した事項の概要は以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

当社及び子会社は、法令に則って定款及び規程、規則を策定することを基本とし、策定した定款及び規程、規則に従うよう取締役及び取締役会、並びに監査役及び監査役会、内部監査室による相互牽制によって内部統制システムを構築することとする。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社及び子会社は、一般社団法人日本経済団体連合会にて定める「企業行動憲章」並びにCLグループが掲げる仕事への姿勢や物事の判断基準等を示す「CLフィロソフィ」を行動規範とし、取締役及び使用人が法令・諸規則、社会規範及び当社が定める定款・諸規程等を遵守する体制を確保する。

ロ. 当社は人事総務部において、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。

ハ. 人事総務部は、コンプライアンスに係る取締役及び使用人に対する研修・教育を行うとともに、法令上疑義ある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

ニ. 取締役社長の下に内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査し、適宜取締役社長及び監査役へ報告する。

ホ. 当社は、「反社会的勢力対応規程」により、反社会的な勢力に対し毅然とした態度で対応し、経済的利益等は供与しない旨を明確にし、対応部署の設定と外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集と管理等に係る体制を整備して、こうした勢力との関係を遮断し、被害を防止するものとする。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、監査法人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ. 法令又は取引所開示規則に則り必要な情報開示を行えるよう、管理部長が必要な情報を集約して管理することとする。

ハ. 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 経営、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなる可能性があるものの特定と評価を行えるよう、取締役及び指名メンバーが参加するリスク管理委員会を定期的に開催することを「リスク管理規程」に定める。
 - ロ. 特に重要と考えられる事項については、外部の専門家と対策を即時に協議できる体制を構築し、リスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を執ることとする。
 - ロ. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を独立社外取締役とすることとする。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、子会社に対して適切な経営管理を行うことを「関係会社管理規程」に定める。
 - ロ. 当社は、子会社に対して取締役及び監査役を派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査することとする。
 - ハ. 子会社の業務及び取締役等の職務の執行状況は、当社の経営執行会議において定期的に報告される。
 - ニ. 当社内部監査室により、定期的に内部監査を実施し、その結果を子会社にフィードバックするとともに、取締役社長及び監査役に適宜報告することを「内部監査規程」に定める。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で配置することとする。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 前号の当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、常勤監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保することとする。また、当該使用人の職務に関する指揮命令権は監査役に属するものとする。

- ⑨ 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、その他重要会議へ出席し、重要な報告を受けられることを「監査役監査規程」に定める。
 - ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。
 - ハ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができることとする。
 - ロ. 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができることとする。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するため、経営者の定めた「内部統制基本方針書」に基づいて内部統制システムを整備・運用し、日常的モニタリング並びに独立的モニタリングを通じて、有効な内部統制の維持と改善及び適正な評価を行っていくものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、十分な議論を尽くして経営上の意思決定を行う等、職務の執行が法令及び定款に適合するよう努めております。

② 監査役の職務執行

監査役は、監査役会で策定された監査方針並びに監査計画に基づき、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役相互による意見交換等を行っております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監督しております。

③ コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンス意識の徹底を図るべく定期的な研修を実施することとしており、ハラスメント、インサイダー取引防止、情報セキュリティ等について研修を実施しております。また、「通報制度に関する規程」に基づき、社外の法律事務所にホットラインを設置し、全従業員に周知することで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制

「リスク管理規程」に基づき、事業の遂行に関する事項について、事業展開上リスクとなるものの特定と評価を行うため、適時開催されるリスク管理委員会において報告及び検討しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、2021年5月13日付「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、持続的な成長と企業価値向上のための積極的な事業展開や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、配当額算定の指標として連結配当性向を採用し、中長期的視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結配当性向30%以上を当面の目安としております。

剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、2024年2月8日付「剰余金の配当に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり1株あたり21円の配当を実施いたしました。なお、中間配当は実施しておりません。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	7,242,628	6,714,058	流動負債	1,600,315	1,508,363
現金及び預金	4,007,501	4,343,276	支払手形及び買掛金	1,085,596	872,285
受取手形及び売掛金	2,311,217	2,004,120	未払法人税等	47,260	103,971
制作支出金	233,556	182,458	賞与引当金	185,738	175,500
製品	12,150	11,088	その他	281,721	356,606
原材料	23,295	22,919	固定負債	235,125	201,138
短期貸付金	500,326	—	長期未払金	19,000	19,000
その他	155,047	150,853	退職給付に係る負債	183,637	156,676
貸倒引当金	△468	△658	役員株式給付引当金	29,541	21,101
固定資産	745,211	837,021	その他	2,946	4,360
有形固定資産	237,679	217,163	負債合計	1,835,441	1,709,502
建物及び構築物	114,330	96,617	純資産の部		
機械装置及び運搬具	19,870	24,595	株主資本	6,100,507	5,812,810
土地	88,262	80,793	資本金	450,000	450,000
その他	15,216	15,157	資本剰余金	111,904	111,904
無形固定資産	16,959	25,076	利益剰余金	6,198,070	5,910,311
ソフトウェア	16,959	25,076	自己株式	△659,467	△659,405
投資その他の資産	490,572	594,780	その他の包括利益累計額	51,890	28,766
投資有価証券	131,452	114,089	その他有価証券評価差額金	56,115	45,855
繰延税金資産	123,753	163,443	繰延ヘッジ損益	△167	△959
保険積立金	—	73,919	退職給付に係る調整累計額	△4,057	△16,129
敷金及び保証金	210,643	211,283	純資産合計	6,152,398	5,841,577
その他	25,852	34,073	負債・純資産合計	7,987,840	7,551,080
貸倒引当金	△1,130	△2,030			
資産合計	7,987,840	7,551,080			

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		11,312,769		8,044,822
売上原価		7,897,206		5,581,986
売上総利益		3,415,562		2,462,836
販売費及び一般管理費		2,956,714		2,184,847
営業利益		458,847		277,988
営業外収益				
受取利息	176		145	
受取配当金	3,411		4,941	
受取手数料	26,026		4,275	
為替差益	2,642		13,121	
補助金収入	2,600		5,771	
出資金評価益	11,239		6,773	
その他	2,005	48,102	4,092	39,121
営業外費用				
支払利息	143		107	
固定資産除却損	—		119	
その他	165	308	106	333
経常利益		506,641		316,776
特別利益				
投資有価証券売却益	—		71,416	
ゴルフ会員権売却益	1,772		—	
保険解約返戻金	62,896	64,669	—	71,416
特別損失				
固定資産売却損	31		—	
固定資産除却損	9,797		—	
ゴルフ会員権売却損	709	10,537	—	—
税金等調整前当期純利益		560,772		388,193
法人税、住民税及び事業税	151,216		163,717	
法人税等調整額	30,934	182,150	△78,473	85,243
当期純利益		378,621		302,949
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		378,621		302,949

(注) 2022年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度は、2022年4月1日から2022年12月31日まで、当連結会計年度は2023年1月1日から2023年12月31日までと対象期間が異なります。

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023年1月1日 残高	450,000	111,904	5,910,311	△659,405	5,812,810
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△90,863		△90,863
親会社株主に帰属する当期純利益			378,621		378,621
自己株式の取得				△61	△61
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	287,758	△61	287,696
2023年12月31日 残高	450,000	111,904	6,198,070	△659,467	6,100,507

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2023年1月1日 残高	45,855	△959	△16,129	28,766	5,841,577
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△90,863
親会社株主に帰属する当期純利益					378,621
自己株式の取得					△61
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	10,260	791	12,071	23,123	23,123
連結会計年度中の変動額合計	10,260	791	12,071	23,123	310,820
2023年12月31日 残高	56,115	△167	△4,057	51,890	6,152,398

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社岐阜クリエート

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。
- ロ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
当社及び連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく当社及び連結子会社の対象役員への当社株式の給付に備えて、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- イ. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

ロ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針

内部規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

二. 収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な取引における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社グループは、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。いずれの取引についても取引価格を予想コストにマージンを加算するアプローチ等を用いて算出した独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 景品（グッズ、有形物）に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、プロモーションに使用する景品を取り扱っております。各景品は特定の顧客向けの専用品であり、当社は、顧客仕様にするための加工、名入れ等や、顧客先の配送の義務を負っております。また当社の連結子会社である株式会社岐阜クリエートは販促用ポケットティッシュの製造、販売を行っております。これらに関して当社グループが提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格を各景品の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、景品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、景品の出荷時点において収益を認識しております。

② デジタル案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、SNSやweb広告等多様なデジタル手法を用いております。具体的にはセールスキャンペーン用のシステム構築、またプロモーション用のweb広告の配信、キャンペーン等で使用する電子ポイント等のデジタルノベルティの付与等を行っております。これらに関して当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格をシステム構築、web広告、デジタルノベルティ等各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

デジタル案件の支配は主に顧客の検収時に移転すると判断し、顧客検収時に収益を認識しております。

③ ライセンス案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、アニメ等のIPコンテンツの使用やインフルエンサーやタレント等を起用しております。

ライセンスを用いた景品制作、web広告等の取引は、それぞれの契約を結合し、かつそれぞれの履行義務は単一の履行義務と判断し、景品やweb広告の販促実施期間等一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 123,753千円

- ② 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループの当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産123,753千円を計上しております。繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は146,522千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額から評価性引当額を控除しており、将来の税負担額を軽減する回収可能な範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性の評価は、将来減算一時差異等の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得等に基づいて行っております。

収益力に基づく将来の課税所得等は、当社及び連結子会社の売上高予測や売上総利益率の見込み及び販売費及び一般管理費の発生見込み等を考慮した事業計画に基づいて合理的に見積もっております。

当該見積りについて、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 制作支出金

販売促進物の制作は主として外注に依存しており、工程毎にそれぞれの外注先を使用するのが通常となっております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 388,880千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	6,240,000	—	—	6,240,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2023年2月9日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の原資 繰越利益剰余金

配当金の総額 90,863千円

1株当たりの配当額 16円00銭

基準日 2022年12月31日

効力発生日 2023年3月10日

(注) 2023年2月9日取締役会の決議における配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金425千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年2月8日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の原資 繰越利益剰余金

配当金の総額 119,256千円

1株当たりの配当額 21円00銭

基準日 2023年12月31日

効力発生日 2024年3月11日

(注) 2024年2月8日取締役会の決議における配当金の総額には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式に対する配当金558千円が含まれております。

- (3) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

- (4) 自己株式に関する事項
当連結会計年度の末日における自己株式の数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	587,662	49	—	587,711

(注) 普通株式の当連結会計年度末株式数には、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式26,600株が含まれています。

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 49株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。短期貸付金は主に関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されています。敷金及び保証金は、建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の「与信管理規程」に従い、取引先ごとに与信設定を行うとともに、債権の期日管理や残高管理を行う体制としています。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日です。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(為替予約取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理等については、取引権限等を定めた内部規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

長期未払金については、役員退職慰労引当金制度の廃止に伴う未払金であり、対象役員の退職時に支払う予定であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	131,452	131,452	—
(2) 敷金及び保証金	210,643	205,070	△5,573
(3) 長期未払金	19,000	18,443	△556
(4) デリバティブ取引	(547)	(547)	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「短期貸付金」及び「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は上記表には含まれておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	19,488

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券 その他有価証券	131,452	—	—	131,452
(2) デリバティブ取引	—	(547)	—	(547)

(注) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で表示しております。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(3) 敷金及び保証金	—	205,070	—	205,070
(4) 長期未払金	—	18,443	—	18,443

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) デリバティブ取引

為替予約の時価は先物為替相場価格を用いて評価しております。為替予約の時価は、主に外国為替相場等の観察可能なインプットを用いたモデルに基づき測定しており、レベル2の時価に分類しております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還すると見込まれる時期を合理的に見積り、リスクフリーレートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 長期未払金

長期未払金については、役員退職慰労引当金制度の廃止に伴う未払金であり、対象役員の退職時に支払うことになっております。時価は対象役員の退職時を合理的に見積り、リスクフリーレートを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	売上高
財又はサービスの種類	
グッズ	6,855,436
デジタル	1,804,474
ライセンス	1,825,914
その他	826,943
合 計	11,312,769
収益認識の時期	
一時点で充足	9,969,806
一定の期間にわたり充足	1,342,962
合 計	11,312,769

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高

当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,088円48銭

(2) 1株当たり当期純利益 66円99銭

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度末26,600株)。また、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度26,600株)。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 追加情報

役員株式給付信託 (BBT) の導入

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会決議の承認を受けて、取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。)及び当社の子会社の取締役(非常勤取締役及び社外取締役を除きます。以下、当社の取締役とあわせて「対象役員」といいます。)を対象に、対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(= Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末44,023千円、26,600株であります。

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期金額	(ご参考) 前期金額	科目	当期金額	(ご参考) 前期金額
資産の部			負債の部		
流動資産	6,829,775	6,307,075	流動負債	1,537,329	1,427,736
現金及び預金	3,667,615	4,042,877	買掛金	1,067,793	840,818
受取手形	167,867	294,440	未払金	65,285	211,228
売掛金	2,107,328	1,636,285	未払費用	24,603	23,154
制作支出金	233,556	182,458	未払法人税等	42,441	98,642
前渡金	13,056	33,356	未払消費税等	52,184	35,000
前払費用	90,528	95,213	前受金	30,380	24,273
短期貸付金	500,326	—	預り金	19,599	△4,772
その他	49,765	22,633	賞与引当金	179,738	170,000
貸倒引当金	△270	△190	その他	55,303	29,390
固定資産	619,286	706,482	固定負債	206,484	158,347
有形固定資産	109,641	89,365	長期末払金	12,000	12,000
建物	95,580	74,420	退職給付引当金	169,526	126,264
工具器具備品	10,136	9,748	役員株式給付引当金	22,011	15,722
その他	3,924	5,196	その他	2,946	4,360
無形固定資産	16,959	25,076	負債合計	1,743,814	1,586,084
ソフトウェア	16,959	25,076	純資産の部		
投資その他の資産	492,685	592,039	株主資本	5,649,299	5,382,577
投資有価証券	131,452	114,089	資本金	450,000	450,000
関係会社株式	10,000	10,000	資本剰余金	111,904	111,904
繰延税金資産	116,386	151,232	資本準備金	42,000	42,000
保険積立金	—	73,919	その他資本剰余金	69,904	69,904
敷金及び保証金	210,523	211,153	自己株式処分差益	69,904	69,904
その他	24,322	32,543	利益剰余金	5,746,862	5,480,078
貸倒引当金	—	△900	利益準備金	70,500	70,500
資産合計	7,449,061	7,013,557	その他利益剰余金	5,676,362	5,409,578
			別途積立金	5,200,000	4,900,000
			繰越利益剰余金	476,362	509,578
			自己株式	△659,467	△659,405
			評価・換算差額等	55,948	44,895
			その他有価証券評価差額金	56,115	45,855
			繰延ヘッジ損益	△167	△959
			純資産合計	5,705,247	5,427,473
			負債・純資産合計	7,449,061	7,013,557

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	当期金額		(ご参考) 前期金額	
売上高		10,931,813		7,768,748
売上原価		7,640,340		5,399,522
売上総利益		3,291,472		2,369,226
販売費及び一般管理費		2,863,306		2,113,756
営業利益		428,165		255,469
営業外収益				
受取利息	172		142	
受取配当金	3,411		4,941	
受取手数料	26,386		4,545	
為替差益	2,642		13,121	
補助金収入	2,310		1,200	
出資金評価益	11,239		6,773	
雑収入	1,214	47,378	3,877	34,602
営業外費用				
支払利息	143		107	
固定資産除却損	—		119	
雑損失	91	234	15	242
経常利益		475,308		289,829
特別利益				
投資有価証券売却益	—		71,416	
ゴルフ会員権売却益	1,772		—	
保険解約返戻金	62,896	64,669	—	71,416
特別損失				
固定資産売却損	31		—	
固定資産除却損	9,797		—	
ゴルフ会員権売却損	709	10,537	—	—
税引前当期純利益		529,440		361,246
法人税、住民税及び事業税	140,375		154,682	
法人税等調整額	31,418	171,793	△77,962	76,720
当期純利益		357,646		284,525

(注) 2022年12月期より決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、前事業年度は、2022年4月1日から2022年12月31日まで、当事業年度は2023年1月1日から2023年12月31日までと対象期間が異なっております。

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2023年1月1日 残高	450,000	42,000	69,904	111,904	70,500	4,900,000	509,578	5,480,078
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						300,000	△300,000	—
剰余金の配当							△90,863	△90,863
当期純利益							357,646	357,646
自己株式の取得								
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	300,000	△33,216	266,783
2023年12月31日 残高	450,000	42,000	69,904	111,904	70,500	5,200,000	476,362	5,746,862

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2023年1月1日 残高	△659,405	5,382,577	45,855	△959	44,895	5,427,473
事業年度中の変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△90,863				△90,863
当期純利益		357,646				357,646
自己株式の取得	△61	△61				△61
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額 (純額)			10,260	791	11,052	11,052
事業年度中の変動額合計	△61	266,721	10,260	791	11,052	277,773
2023年12月31日 残高	△659,467	5,649,299	56,115	△167	55,948	5,705,247

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法）を採用しております。 |
| ③ その他有価証券
・市場価格のない株式等以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・制作支出金 | 主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社の対象役員への当社株式の給付に備えて、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な取引における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行い、自らの履行義務の性質が、特定された財又はサービスを移転する前に支配し自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で損益計算書に表示しており、特定された財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を手数料又は報酬の額若しくは対価の純額で損益計算書に表示しております。いずれの取引についても取引価格を予想コストにマージンを加算するアプローチ等を用いて算出した独立販売価格に基づいて履行義務に配分しており、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

主要な取引における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 景品（グッズ、有形物）に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、プロモーションに使用する景品を取り扱っております。各景品は特定の顧客向けの専用品であり、当社は、顧客仕様にするための加工、名入れ等や、顧客先の配送の義務を負っております。これらを当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格を各景品の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

商品に対する支配は納品時に顧客に移転し、その時点で履行義務は充足されると判断しております。なお、景品の出荷から顧客に支配が移転されるまでの期間が通常の間である場合には、景品の出荷時点において収益を認識しております。

② デジタル案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、SNSやweb広告等多様なデジタル手法を用いております。具体的にはセールスキャンペーン用のシステム構築、またプロモーション用のweb広告の配信、キャンペーン等で使用する電子ポイント等のデジタルノベルティの付与等を行っております。これらに関して当社が提供する義務を履行義務として識別しており、取引価格をシステム構築、web広告、デジタルノベルティ等各履行義務の独立販売価格の比率に基づいて配分しております。

デジタル案件の支配は主に顧客の検収時に移転すると判断し、顧客検収時に収益を認識しております。

③ ライセンス案件に係る収益認識

当社はセールスプロモーションを行うにあたり、アニメ等のIPコンテンツの使用やインフルエンサーやタレント等を起用しております。

ライセンスを用いた景品制作、web広告等の取引は、それぞれの契約を結合し、かつそれぞれの履行義務は単一の履行義務と判断し、景品やweb広告の販促実施期間等に基づいた一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務

ハ. ヘッジ方針

内部規程に基づき外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため決算日における有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

① 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 116,386千円

② 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社の当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産116,386千円を計上しております。繰延税金資産の繰延税金負債との相殺前の金額は139,127千円であり、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の総額から評価性引当額を控除しており、将来の税負担額を軽減する回収可能な範囲内で認識しております。

繰延税金資産の回収可能性の評価は、連結注記表に記載しているため、省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 制作支出金

販売促進物の制作は主として外注に依存しており、工程毎にそれぞれの外注先を使用するのが通常となっております。よって制作工程の途中にあるもので、すでに役務提供等の終了した工程に係る外注先への支払額及び支払の確定した金額を集計したものであります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 112,206千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 509,476千円

短期金銭債務 13,635千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売 上 高 6,781千円

仕 入 高 129,874千円

そ の 他 54,875千円

② 営業取引以外の取引高 19,835千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	587,662	49	—	587,711

(注) 普通株式の当事業年度末株式数には、「株式給付信託 (BBT)」が保有する当社株式26,600株が含まれています。

(変動事由)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 49株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、賞与引当金の否認、退職給付引当金の否認であります。繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	(株)CLホールディングス	(被所有)直接44%	役員の兼任 施設利用料の受取 資金の貸付 資金の援助	手数料の支払	14,139	未払金	1,188
				手数料の受取	9,821	未収入金	1,144
				資金の貸付	500,000	貸付金	500,000
				利息の受取	49	未収利息	49
その他の関係会社	(株)レッグス	—	役員の兼任 従業員の出向 販売、仕入取引	商品の販売	2,721	売掛金	2,960
				商品の仕入	20,416	買掛金	971
				手数料の支払	12,852	未払金	1,102
				手数料の受取	9,605	未収入金	1,181
子会社	(株)岐阜フリエート	所有直接100%	役員の兼任 仕入取引 一部管理業務の受託	商品の仕入	109,427	買掛金	10,241
				手数料の受取	360	未収入金	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上決定しております。

2. 議決権等の所有(被所有)割合については、各事業年度末の所有(被所有)割合を記載しております。

3. (株)CLホールディングスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、元金は期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は連結注記表「7. 収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,009円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 63円27銭 |

(注) 「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度末26,600株)。また、「株式給付信託(BBT)」が保有する当社株式を、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度26,600株)。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 追加情報

役員株式給付信託(BBT)の導入

当社は、2020年6月25日開催の第46期定時株主総会決議の承認を受けて、取締役((非常勤取締役及び社外取締役を除きます。))以下、「対象役員」といいます。)を対象に、対象役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、対象役員に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」という。)を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末44,023千円、26,600株であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社CDG
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 齋藤 勝彦
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 橋本 民子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社CDGの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社CDG及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社CDG
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 勝彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 橋本 民子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社CDGの2023年1月1日から2023年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株 式 会 社 C D G	監 査 役 会
常勤監査役（社外監査役）	大 坪 教 光 ㊟
監 査 役（社外監査役）	武 地 義 治 ㊟
監 査 役（社外監査役）	金 丸 絢 子 ㊟
監 査 役	楠 田 肇 ㊟

以 上